

(配布用)

平成28年 第4回

甲賀広域行政組合議会

臨時会 会議録

平成28年12月22日  
於 甲賀広域行政組合庁舎



平成28年第4回甲賀広域行政組合議会臨時会会議録

平成28年第4回甲賀広域行政組合議会臨時会は、平成28年12月22日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 山中善治
- 2番 山岡光広
- 3番 土山定信
- 4番 白坂萬里子
- 5番 橋本律子
- 6番 菅沼利紀
- 7番 赤祖父裕美
- 8番 加藤貞一郎
- 9番 鵜飼八千子
- 10番 松原栄樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

- |         |       |
|---------|-------|
| 管理者     | 岩永裕貴  |
| 副管理者    | 谷畑英吾  |
| 監査委員    | 山川宏治  |
| 会計管理者   | 池本悦子  |
| 事務局長    | 山田剛士  |
| 次長兼総務課長 | 佐治善弘  |
| 衛生課長    | 木村尚之  |
| 衛生課参事   | 雲好章   |
| 消防長     | 荒川庄三郎 |
| 消防次長    | 西村弘充  |
| 消防総務課長  | 高橋良雄  |

6 本会議の書記は、次のとおりである。

- 吉治和美
- 中溝慶一
- 小林慎司

7 議事日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について

- 日程第 3 議案第 18 号 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 19 号 甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 20 号 甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 21 号 平成 28 年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第 3 号)

- 8 会議事件は、次のとおりである。  
会議事件は、議事日程のとおりである。
- 9 会議の次第は、次のとおりである。

(開会 午前 9 時 27 分)

議長(白坂萬里子) それでは、皆さまおそろいになりましたので、これより始めたいと思います。

改めまして、皆さまおはようございます。それぞれの議会議員の皆様方には、本日は 12 月議会を終えられて何かとご多忙の中を、組合議会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから平成 28 年第 4 回甲賀広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

議会開会に先立ち、管理者からご挨拶をいただきます。

管理者。

管理者(岩永裕貴) 皆さま改めましておはようございます。本日、平成 28 年第 4 回甲賀広域行政組合議会臨時会の開会を招集いたしましたところ、議員各位には、両市議会 12 月議会の閉会直後にも関わらず、ご参集をいただき、ありがとうございます。

先の甲賀市長選挙におきまして、市民の皆様方から厳粛な負託を賜り、甲賀市政を担わせていただくことになりました岩永裕貴でございます。同時に、甲賀広域行政組合管理者として職務を執行させていただくことになりました。

甲賀地域における少子高齢そして人口減少社会の進行、依然、厳しい状況にある構成市の財政状況など、地域の将来を考えますと、ますます効率的かつ質的にも向上した広域連携が必要であると考えており、円滑な組合運営に今後全力を尽くしていく覚悟です。

地域住民の皆様並びに組合議会議員各位におかれましては、今後も引き続き格別のご理解、ご協力を賜りますこと心からお願いを申し上げます。

それでは、提出をさせていただきました議案の諸案件のご審議を願うに先立ち、当面の報告をさせていただきます。

まず、衛生関係におきましては、事業系可燃ごみ処分手数料の改定を、10 月 1 日から実施いたしました。改定から 2 か月が経過しようとしています。許可業者や直接搬入されている事業者のご理解のもと、混乱なく移行できたものと考えております。

次に、甲賀市・湖南省地域の循環型社会形成を推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理施設等の整備を計画する循環型社会形成推進地域計画の策定についてであります。

甲賀市、湖南省、県及び国の担当課において意見交換、協議を重ねてまいりましたが、先般、事前の協議が整ったことから、甲賀市長、湖南省長及び本組合管理者の 3 者連名にて、県を経由し、環境大臣あてに提出するところ

です。

本計画は、循環型社会形成推進交付金を受けるための前提となる計画であり、平成32年度から衛生センター基幹的設備改良事業の財源に充てることといたしております。

引き続きまして、消防関係であります。本年度、来年度の2カ年事業として進めております高機能消防指令システム整備事業について、現在は、指令システム機器の製造を行っており、これも順調に進捗をいたしております。

なお、前回の議会まで議場としておりました3階会議室は、通信指令室を移動する都合上、現在は、警防課の執務室となっております。

今後も、平成29年度末の運用開始に向け、消防業務の遂行に支障が生じないよう万全を期し、進めてまいりたいと考えております。

さて、本日、提案いたしますのは、条例案件3件、平成28年度補正予算案件1件の合計4件でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（白坂萬里子） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名です。

これから、本日の会議を開きます。

（議会成立 午前9時31分）

議 長（白坂萬里子） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議 長（白坂萬里子） これから、諸般の報告をします。

監査委員から定期監査の結果及び現金出納検査の結果についての報告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

議 長（白坂萬里子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、10番、松原栄樹議員、1番、山中善治議員を指名します。

議 長（白坂萬里子） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（白坂萬里子） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

議 長（白坂萬里子） 日程第3、議案第18号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管 理 者（岩永裕貴） 議案第18号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、本年8月8日に人事院が国家公務員の給与について勧告を行い、そのことを受けた国家公務員の給与の改正法が、11月16日に成立したことに伴い、本組合においても、国に準拠し、職員の給料、勤勉手当及び扶養手当の改正を行うものです。

まず、第1条関係では、平成28年度分について、別表第1のとおり給料額を平均0.2%引き上げ、勤勉手当を0.1カ月分引き上げるものであります。

なお、給料については平成28年4月1日に、勤勉手当については同年12月期に遡及適用することとしております。

次に第2条関係では、平成29年4月1日施行分の改正を行います。

民間企業及び公務における配偶者に係る手当の状況の変化を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を他の扶養親族に係る扶養手当と同額である6,500円に減額し、子に係る扶養手当を10,000円に増額するものです。

あわせて、第1条関係で引き上げた勤勉手当率を、0.05月分ずつ、6月期、12月期に振り分けます。

なお、扶養手当の改正については、受給者への影響に配慮し、平成29年度における配偶者に係る扶養手当を10,000円、子に係る扶養手当を8,000円とする特例措置を設けております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（白坂萬里子） これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、山岡光広議員。

2番（山岡光広） それでは、上程されています、議案第18号甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いしたいと思います。

本議案の説明をいただきましたけれども、国家公務員の給与改定に準拠して改定するものであることについては理解をしますけれども、特に第2条関係で、扶養家族親族の状況によって、受け取る額が増減をします。

今回の改定で影響を受ける甲賀広域行政組合職員はどれだけなのか、その人数と影響額、差し引き増となる人数と額、差し引き減となる人数と額についてお伺いしたいと思います。

議長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（山田剛士） それでは、山岡議員の質疑にお答えを申し上げます。

扶養手当の改定による、職員への影響についてのご質問ですが、今年10月分をベースにしました試算値につきましてお答えをさせていただきます。

扶養手当を受給している職員は157人おります。このうち影響を受ける配偶者又は子に係る扶養手当を受給している職員は、154人となっております。平成29年度におきます影響額は、1月当たり11万7,000円の増と見込んでおり、差し引き増となる者は72人で、月額20万1,500円の増、差し引き減となる者は39人で、月額8万4,500円の減となります。

経過措置が終わりまして、制度移行完了後の平成30年度におきます影響額は、1月当たり32万2,000円の増、うち差し引き増となる者が115人で月額49万8,000円の増、差し引き減となる者が39人で月額17万6,000円の減となります。

以上、山岡議員の質疑への答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） これで山岡光広議員の質疑を終わります。他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第18号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（白坂萬里子） 挙手全員です。

したがって、議案第18号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（白坂萬里子） 日程第4、議案第19号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第20号、甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、関連がありますので一括議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（岩永裕貴） ただいま、議案第19号及び議案第20号について、上程をお認めいただきましたので、あわせて2件の提案理由を申し述べます。

両議案につきましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴うものであります。

まず、議案第19号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業法において、条例に委任されている部分について所要の改正を行います。

主な改正内容は、非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和、育児休業に係る子の範囲拡大、再度の育児休業等ができる事情の追加となっております。

次に、議案第20号、甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し、先ほどの育児休業条例の改正と同様に、対象となる子の範囲の拡大、既に制度化されている6カ月以内の介護休暇を分割して取得できるようにすること、また、介護のために1日の勤務時間のうち2時間以内の休暇を取ることができる介護時間を新たに制度化することを主な内容とするものです。

なお、施行日につきましては、改正法の施行日に合わせ、平成29年1月1日から施行することといたします。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（白坂萬里子） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、山岡光広議員。

2番（山岡光広） それでは、ただいま上程されました、第19号、20号ともに関連をするんですけれども、あえて20号というところで質問をさせていただきたいと思います。

今ほど、条例の改定の内容についてはご説明いただいたとおりだと思いますけれども、私がお聞きしたいのは、この甲賀広域行政組合の職員さんで、条例改定前になりますけれども、条例改定前の条件のもとでここ数年間にこの条例に基づく育児又は介護を行うための休暇等を取得した職員さんがどれだけおられるのかということ。さらには現行のいわゆる職員の体制でこうした休暇等が取得できる、そういう条件が整っているのかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。

議長（白坂萬里子） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（山田剛士） それでは、山岡議員の質疑にお答えいたします。

まず、育児休業におきまして、現在2人の職員が取得しております。

総務課女性職員が、平成23年8月から平成25年4月までの間、育児休

業を取得し、引き続いて1日当たり2時間を限度とする部分休業を現在も取得しております。

また、消防職の女性職員が、平成26年8月から平成29年3月までの間、育児休業を取得しており、平成29年度から復職予定となっております。

なお、男性職員の育児休業については、現在まで本組合では取得の実績がございません。

次に、介護休暇におきましては、消防職の男性職員が、平成28年4月から1カ月間、取得した実績がありますが、現在は該当がありません。

休職申し出への対応につきましては、人事異動による代替要員の配置のほか、必要に応じ臨時職員を採用するなどして、対応したいと考えます。

以上、山岡議員の質疑への答弁とさせていただきます。

議長（白坂萬里子） 山岡議員。

7番（山岡光広） ご説明いただきましてありがとうございます。その上でなんですけれども、数は少ないですけれども育休等を取得されておられるということなんですけど、そういった事例の中で、この育休を取得された時に今おっしゃったように、それを補う職員さんの体制、臨時で雇用される等、おっしゃったわけなんですけれども、実際にどういう対応をされたのかどうか、この点だけ確認をしておきたいと思えます。

議長（白坂萬里子） 事務局長。

事務局長（山田剛士） 育児休業の間におきましては、1名臨時職員を採用した経緯もございまして、現在のところでは、人事配置等によりまして対応しているというような状況でございます。

以上です。

議長（白坂萬里子） 山岡議員。

7番（山岡光広） 再度、確認をしますけども、こういった職員さんが、それぞれの場合に取得の申請をされるということなんですけども、取得の申請をされた時は基本的にはそれを受け入れるということでも当然のことながら、そういう体制をとられるということで、申請はされたけれどもちょっと無理やとか、そんなことの事例はないという理解でいいですかね。

議長（白坂萬里子） 事務局長。

事務局長（山田剛士） 現在までのところにつきましては、拒否をするということもございません。

また、今後につきましても、法の趣旨に則り、適切な周知等も図りながら、積極的なことで対応させていただきたいというように考えております。

以上です。

議長（白坂萬里子） これで山岡光広議員の質疑を終わります。他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第19号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（白坂萬里子） 挙手全員です。

したがって、議案第19号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する

- 議 長（白坂萬里子） 条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。これから、議案第20号、甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手全員）
- 議 長（白坂萬里子） 挙手全員です。  
したがって、議案第20号、甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
- 議 長（白坂萬里子） 日程第6、議案第21号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算第3号を議題とします。  
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。  
管理者。
- 管 理 者（岩永裕貴） 議案第21号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算第3号の提案理由をご説明申し上げます。  
本補正案は、職員異動、人事院勧告への対応を行うための人件費補正、本年度事業の契約額確定に伴う事業費補正を主な内容とするものです。  
まず、歳入につきましては、衛生関係で可燃ごみ搬入量の実績を踏まえた清掃手数料の増額を行い、消防関係では諸収入において、新名神高速道路支弁金確定に伴う増額をし、あわせて事業費確定による地方債の減額を行っております。  
また、両市からの負担金につきましては、清掃関係負担金、消防関係負担金を、合わせて3,256万5,000円減額するものです。  
次に、歳出につきましては、総務費、衛生費、消防費の人件費において、それぞれ職員異動や共済負担金率の確定による増減のほか、平成28年度の人事院勧告への対応を行っております。  
また、衛生費では、循環型社会推進地域計画策定委託費の確定により、204万4,000円の減額を、消防費におきましても、高機能指令施設整備工事費及びその施工監理費の確定により2,636万3,000円の減額を、水槽付消防ポンプ車2台の購入費の確定により119万5,000円の減額をしております。  
公債費においては、平成27年度事業に係る地方債利率の確定により、64万1,000円の減額を行っております。  
以上により、歳入歳出それぞれ4,254万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ37億2,643万2,000円といたしたいものであります。  
なお、細部については、事務局から説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
- 議 長（白坂萬里子） 事務局に対し、細部説明を求めます。  
事務局長。  
（事務局長（山田剛士）議案第21号の細部説明をする）
- 議 長（白坂萬里子） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。  
続いて、これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（白坂萬里子） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これから、議案第21号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長(白坂万里子) 挙手全員です。

したがって、議案第21号、平成28年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

議長 長(白坂万里子) お諮りします。

本臨時会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長(白坂万里子) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議長 長(白坂万里子) これで、本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成28年第4回甲賀広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前9時57分)

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 白坂 万里子

同 議会議員 松原 栄樹

同 議会議員 山中 善治